

令和 5 年 4 月 2 7 日

「口頭による成績開示」についてのお知らせ

令和 5 年度一般選抜における個人情報の取り扱い及び口頭による成績開示の実施に関して、以下①、②のとおりお知らせします。

① 個人情報に係る条例の廃止と法律の適用について

本学では、一般選抜ほか本学がこれまで実施した入学試験の出願書類や入学手続に関して、本学が知り得た個人情報及び入学試験の成績や結果に関する個人情報については、熊本県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）に基づき、適正な管理を行ってまいりました（令和 5 年度（2023 年度）一般選抜学生募集要項「2－5 個人情報の取り扱いについて」（p.20）参照）。

令和 5 年度からは、旧条例が廃止され、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が地方公共団体や地方独立行政法人にも適用されることとなりましたが、これらの個人情報は、本学においても同法や熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従って引き続き適正な管理を行ってまいります。

② 令和 5 年度一般選抜の口頭による成績開示について

令和 5 年度一般選抜（令和 5 年 2 月 25 日及び 3 月 12 日実施）の成績開示につきましては、令和 5 年度（2023 年度）一般選抜学生募集要項の「2－4 口頭による成績開示について」（p.20）で（1）開示内容、（2）請求期間及び時間、並びに（3）請求方法及び場所をお知らせしていますが、募集要項の公表時点（令和 4 年 1 1 月）では、旧条例第 22 条の規定（開示請求等の特例となる口頭による開示請求）に基づき実施することとしておりました。

①に記載のとおり、令和 5 年度より適用される法には、こうした口頭での開示に関する規定はありませんが、本学ではこれまでの経緯等に鑑み、当該一般選抜の成績開示を、これまでと同様に実施します。

そのため、開示を希望される受験者本人におかれましては、募集要項の記載内容（上記（1）～（3）の項目）に沿って請求いただくことができます。（既に募集要項でお知らせしている手続に変更はありません。）